

令和5年度 第1回袖ヶ浦市環境審議会

1 開催日時 令和5年8月10日 午後2時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎3階中会議室

3 出席委員

会 長	市原 泰幸	委 員	辻 美千代
副会長	梶山 雅司	委 員	鈴木 淹民
委 員	木原 栄二	委 員	伊東 妙子
委 員	小賀野 大一	委 員	伊藤 良子
委 員	内山 恵一		
委 員	加毛 徹		

4 欠席委員

委 員	大古 政昭	委 員	小島 直子
委 員	阿津 ゆかり	委 員	長田 茂

5 出席職員

環境経済部長	鈴木 真紀夫	環境管理課生活環境班長	川崎 弘充
環境経済部次長	近藤 英明	環境管理課主任主事	真澤 和哉
環境管理課副参事	嘉茂 博明	環境管理課主事	渡部 連
環境管理課副主幹	河口 真慶		

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人程度
傍聴人数	1人

7 議 題

- (1) (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書(再手続版)について(諮問)
- (2) 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画(骨子案)について
- (3) その他

8 議 事

- (1) 開会

- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員紹介
- (5) 事務局紹介
- (6) 会長及び副会長の選出

仮議長（環境経済部長）

：仮議長を務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、これより会長および副会長の選出を行います。

選出方法について、事務局に説明を求めます。

事務局　：袖ヶ浦市環境審議会規則第 4 条第 2 項の規定によりまして、会長および副会長は委員の互選により定めるとされるところでございます。

仮議長　：ただいま説明のありましたとおり、会長および副会長は委員の互選により定めるとされております。

つきましては、委員の皆様より会長、副会長の選出についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

伊東委員　：まず会長でございますが、市原泰幸委員にお願いしたいと思えます。

市原様は千葉県環境センターのセンター長を務めており、長年にわたり、千葉県の環境保全に関して多くの識見や経験をお持ちです。

次に副会長でございますが、学識経験者の梶山雅司委員にお願いしたいと思えます。

梶山様は現在、一般財団法人千葉県環境財団において、技術部長を務めておられ、環境の保全に関して多くの識見や、経験をお持ちであります。

以上の理由から、両名を会長、副会長に推薦したいと思えます。

仮議長　：ありがとうございました。

ただいま伊東委員から会長に市原委員、副会長に梶山委員を推薦するという意見がございました。他にご意見等ございませんでしょうか。

他にご意見がなければ採決といたします。

会長に市原委員、副会長に梶山委員とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

～全員挙手～

ありがとうございます。全員賛成でございます。よって会長は市原泰幸委員、副会長は梶山雅司委員に決定いたしました。

それでは会長が決定いたしましたので、仮議長の任を解かせていただき、一旦進行にお返しいたします。ご協力ありがとうございます。

(7) 会長あいさつ

(8) 諮問書の交付

(9) 議事

議 長（市原委員）

：それでは、議長を務めさせていただきます。

次第(9)議事（1）「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」(再手続き版)についてを議題としたいと思います。

事務局には環境影響評価の制度について説明の方をお願いいたします。

事業者 : 資料により、説明。

資料1-1 : 環境影響評価制度について

資料1-2 : 手続フロー説明

～ 説明内容省略 ～

議 長 : ただいま事務局から制度の説明がございました。質疑等がありましたらお受けいたします。

ありませんでしょうか。では私から一つだけ確認をさせていただきたいのですが、この手続きは、法に基づくアセスということでしょうか。

事務局 : はい。おっしゃる通りです。

議 長 : この発電所の要件は法に基づく出力ということで手続きが進め

られているという理解でいいですね。

事務局 : はい。

議長 : 他に質疑等ありますでしょうか。それではないようですので、ここで質疑を終了いたします。

次にこの環境影響評価方法書の内容について、事業者からの説明を求めます。

事業者 : 当日資料(スライド)により、説明。

資料2-1 : 「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」(再手続き版)

資料2-2 : 同書の〔要約書〕

資料2-3 : 同書のあらまし

～ 説明内容省略 ～

議長 : 只今の事業者からの説明について、質問等がありましたら、お受けいたします。

梶山委員 : 今回海水の冷却方式から空気冷却方式に変更する手続きをされたということですが、このことによって、浚渫工事が発生しなかったり、一番の問題と懸念される排水温度の上昇、確か7度程度上がるというお話でしたけれども、そのことによって海洋生物だったり、海洋植物だったり、そういった懸念が解消といたしますか大きく軽減されたってことは評価すべきことなのかなと個人的には思っております。

ただ一方で、空気冷却方式にしたことによって全てが解決しているかっていうとそういうことではないと思われまして。まず、設置場所について、空気冷却復水器が増設となります。当然ファンを使うということは、騒音に繋がると思われます。先ほどの説明の中で、設置場所は住居の北側に設置するというお話がありましたが、その設置場所だけで全て解決できているのか。その他に配慮すべきことについてどのように考えておられるのかっていうのが2点目です。

2点目として、空気冷却の場合は、当然冷却効率が水に比べて

下がると思われます。実際にどの程度を想定しているのかがわかれば、お聞かせいただきたいと思います。

事業者 : まず、ファンによる騒音のご質問ですが、スライドの11ページにてご説明させていただきましたとおり、空気冷却機を北側に配置します。一方で、一番南側に壁のようなものがずらっと立っていますが、これが防音壁になります。前は、海水冷却のときはこの防音壁が8メートル程だと思のですが、今回はそこから少し高くなり、今現在20メートル程の防音壁を予定しています。こういった対策をすることによって、住居がある南側への影響を軽減していこうというふうに考えています。

2点目の、空気冷却では冷却効率が下がるため、発電効率そのものが下がるのではないかというご質問ですが、おっしゃる通りで、空気冷却としては一般的には、大体数パーセント下がるといわれています。

小賀野委員 : 1つ前のアセスメントの調査でかなり詳しく海域と陸域の動植物の調査をなさって私自身はすごく丁寧で感心しました。

データは今回比較の意味で使うのかどうかは1点です。

また、かなり方針が変わったということで海域にはだいぶ影響が少なくなったというのはわかるのですが、全くないわけではないだろうと思います。やはり接する環境である海と陸を行き来するカニ類や貝類といった動物たち、当然いるわけですからそういう沿岸域ぐらいはやはり評価の対象に入れてもいいのではないかなと思います。あるいは工事中に大雨が降り、土砂によって海が汚れることも可能性として考えられるため、その辺で完全に海は何もやらないということではなく、やはりその辺を少し配慮してもいいのではないかと感じました。

事業者 : まず1点目の、前回海水冷却のときに取った動植物の調査結果と、今回改めて取る当初の調査結果を比較するのかということですが、基本的には新しい調査結果が一番現時点での環境に即した調査結果だと思っていますので、それを用いて予測をするというのが基本的な方針かと考えております。おっしゃる通り前回のデータもあるので、前回のデータ等と今回のデータを見比べて、何か言えることがあれば、審査等で言及させていただくということ

はあるかもしれませんが、基本的には新しい調査に基づいて予測をするというのが基本方針です。

2点目の、海への影響は少ないが、全くないわけではないのではないかというご質問ですが、こちらの場所では、地域としては沿岸部なのですが、この発電所から護岸に接しているかというところとそういうわけでもありません。また、こちらの写真どおり、青線の場所が今回、我々の発電所を建てる所です。地域、それは沿岸部と言いつつ、内陸の場所にあるということもそうですし排水についても排水はもちろんのこと俗に言う工場排水であるとか、雨水こういったものも弊社の事業としては直接海には出さないということで考えていますので、環境アセスメントとして取り扱う中では、海と植物という調査はないというふうに整理できると思っております。以上です。

伊藤委員 : 海水から空気に変えたと聞き、資料見て、大きなエアコンを作るということを想像しました。

エアコンだったら、室外機を外に設置しますよね。室外機の大きいのができると。海水は温められなくても空気が温められる。この夏はとても暑いですが、袖ヶ浦がもっともっと暑くなったら嫌だなって思いました。

あとそれからもう1つなのですが、排水を水質測定してから、袖ヶ浦の終末処理場に流すと見たのですが、最後は自分たちが処理しないのか、資料見させてもらったときにちょっと気がついたので、その辺をどのように思っているか教えてもらいたい。

事業者 : 1点目は、冷やす目的は違うのですが、構造というか温かい風が出るというところはおっしゃる通りで同じものになります。なので、今回は、スライドの15ページにあるように、基本的に暖かい風が上にオレンジ上の矢印で配置というふうに書いてありますが、そこから温かい方が出てくるということになります。なので、基本的には温かい風というのは上昇気流を持っているので上にどんどん登ってだんだんと冷えていくのですが、もし横風とか吹くと、それが下にたなびいてしまうということも起き得るので、そこはしっかり今後温風についての予想を行っていき、必要に応じて準備書の段階でお示しさせていただこうというふうに思っています。

2点目の排水についてですけれども、スライドの16ページをお願いします。全く処理しないというわけではなく、袖ヶ浦市がこの水質だったら、処理場で処理することができるという基準を決めているので、その基準に合わせるようにそこにある排水処理設備というところで少し処理をします。しかし、そのままでは海に直接出せるほど綺麗な水にはなっていないので、それを送って終末処理場の方で処理をしていただくということとなります。排水処理設備を作る代わりに、終末処理場に下水処理費を支払うこととなりますのでこれもどちらがいいか悪いかってことはありますが、ただで綺麗にしてもらっているという意味ではないということをご理解いただきたいと思います。

議長：今、市の終末処理場に排水を接続するというようなお話がありました。その前に市の条例で決められている基準に適合するように、排水処理設備で、処理した後に下水に接続すると、その上流に事務所からの排水を処理する合併処理浄化槽というものがあるのですが、下水に接続する場合には、法律的に浄化槽の設置は必要ないことになってはいますが、旧の計画をそのまま見直さずに使っているのか、何かの意図があって浄化槽を設置しているのかを教えてください。

事業者：おっしゃる通り、下水処理場ですので、基本的には、汚水を流しても受け入れていただけるものになるのですが、一方で、合併処理浄化槽が排水処理設備に入っています。この排水処理設備の中もメンテナンスをするのですが、その際に、生活排水がそのまま流れてきているところなどがありやはり衛生面等でよくないので、そういったことを考えて、基本的には浄化槽で一旦処理をしたもので、排水処理設備で処理し、水質を再度確認した後に、ルートとして1本とする必要があるので、下水処理場に流すというように考えています。

議長：細かい話をさせていただきますが、法律的には浄化槽法に基づく浄化槽ではなくて、排水処理設備で処理をするための前処理施設のような位置づけになるかもしれないということ、担当が浄化槽関連の法律について確認した上で事業を進められると良いと思います。

事業者 : ご指摘ありがとうございます今後の計画で確認させていただきます。

小賀野委員 : 生態系の評価のときに、前回も今回もハヤブサとハクセキレイが選択されていますが、その2種を前回も今回も選んでいる根拠を知りたいです。

事業者 : 生態系で選ぶべきは上位性と呼ばれているものと、典型性と呼ばれているものがあります。上位性というのはその名の通りで生態系の上位に位置している、猛禽類や肉食性能動物等が上位性として選ばれます。典型性というのは、その地域を代表するような鳥や生物が選ばれるということが基本的な考え方です。その中でまず上位性の注目種については、ハヤブサを選んでいますが、これもいくつか条件を満たすものということで、他には、前回の準備書のときにはハイタカ、オオタカ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、この4つを比較してハヤブサになっています。その理由としては、先ほどおっしゃったとおり上位性に位置するということはもちろんのことですが、影響を受けやすい鳥であるとか、この地域をよく使っている鳥だということ。あまりこの地域を使っていない鳥を評価しても仕方がないので、よく使っていることが調査で確認できた鳥であるとか、知見が豊富で影響の予測をスムーズにすることができる鳥を選んでいきます。

一方で、典型性のハクセキレイについては、こちらも前回の準備書の際には、ヒバリ、ムクドリ、ハクセキレイ、ホオジロ、この4つで比較しました。こちらも基本的には考え方は同じで、周辺の環境をよく使っている鳥であるとか環境影響の変化を受けやすい鳥であるとか、あとは生態系の中で重要な役割を担っている鳥であるとかそういったことが選定の理由になっています。

小賀野委員 : 例えば盤州干潟辺りの鳥類層と比較した検討はなされているのでしょうか。例えば、猛禽類でいうとミサゴあたりがかなり重要種だと思うし、ハクセキレイといってもそれほど盤州干潟では見かけない。他のところではよく見かけます。やはり同様の海域でよく見かける種を選定した方が妥当であり、比較がしやすいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

事業者 : おっしゃるとおり盤州干潟や、見える範囲では調査をしているのですが、ミサゴ等はよく現れている種だと思います。

一方で、今回の発電所の計画では盤州干潟は基本的にはもちろん改変しないですし、今回の計画では温排水による影響が出ないということもあるので、事業に対しての影響がある鳥、影響がある生物を選んでいくのが適切な手法だというふうに考えていますので、もちろんその調査としては盤州干潟の鳥ということも確認をしています。選定する種としては、基本的には、今回発電所を計画している場所をよく使っている鳥を選定しています。

議長 : 先ほど本議題につきましては、先ほど粕谷市長から私諮問を受けたところですので、当審議会では、この諮問事項について調査審議を行った上で、市長あてに答申をするということが、この審議会の仕事になります。なので、その答申を審議会として出していくという仕事を行うわけですが、この審議会の今後の予定について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 : 資料により、説明。

資料 1-1 : 環境影響評価制度について

資料 1-2 : 手続フロー説明

～ 説明内容省略 ～

議長 : これから締め切りまでの間に、今日気づかなかったことでも新しいことでも、事務局にメール等を出していただくことになるそうですので、委員の皆様はよろしくをお願いします。

何かご質問等ありますでしょうか。

～ 質問及び回答内容省略 ～

議長 : 次に、「(2) 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画 (骨子案)」を議題といたします。事務局から説明をよろしくをお願いします。

事務局 : 資料により、説明。

資料 3-1 : 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画 (骨子案)

資料 3-2 : 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
策定基礎調査 調査結果の概要

資料 3-3 : 計画策定スケジュール

～ 説明内容省略 ～

議 長 : ただいまの事務局の説明につきまして質疑等がございましたら
お受けしたいと思います。

加毛委員 : 言葉がわからなかったのですが、資料 3-1の 18 ページの 4
番に記載のある Z E B (ゼブ) 化とはどういう意味でしょうか。

事務局 : 公共施設の Z E B 化の Z E B というのは略称でございます、
少し不親切で申し訳ございません。ゼロ・エネルギー・ビルディ
ングの略称で、要するに太陽光や L E D などを活用して、できる
だけ電気の使用量を抑えつつも、そういった再生可能エネルギー
を活用して外部からのエネルギーをゼロにするという建物のこと
を言います。

議 長 : 本審議会の承認によって案を確定しますので、さらにそれを今後、
この案をもとに、より良い計画が作られていくという段取りにな
るかと思えます。なので、これを審議会として承認するに当たり、
これは追加しなければいけないのではないか、修正、削除すべき、
どうしてもこれはおかしいと、どうしてもおかしいという点があ
りましたらここで、念のためお聞きしたいと思います。お気づき
の点はありますか。

骨子案につきましては、承認をするということで差し支えない
というふうに考えています。

皆さん、特に異議がないようですので、審議会として、この骨子
案を承認することとしたいと思います。

それでは、議題の「(2) 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画 (骨
子案)」についてを終了いたします。

今後、事務局の方で計画案の内容をさらにブラッシュアップし
た案が作られていくと思えますので、引き続き見守っていきたく
いです。

事務局 : 今回の計画につきましては、今回、骨組みを作成させていただ
きました。今後、肉付けをさせていただきますが、また審議会は
10月に第2回、第3回を12月に予定しております。次回以降
の審議会では、ある程度肉付けしたものをさせていただきます。

また、10月の審議会の際に、これまでの温暖化計画の進捗状況のご報告もあわせてさせていただき予定でございます。

そういった中で今回また気になった点がございましたら、またその場でもご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 : 議題(3) その他に移ります事務局から説明をお願いします。

事務局 : その他でございますが、事務局から次回の日程についてお知らせいたします。次回の環境審議会は、10月2日を予定しております。日程の詳細につきましては、後日文書を送付させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

議 長 : 只今の説明について質疑等があればお願いします。

質問等がないようですので、以上をもちまして、すべての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様にはご協力を頂き、ありがとうございました。

(10) 閉会

以上